

# 福岡県公報

令和 4 年 1 月 21 日  
第 268 号

## 目次

### 告 示 (第38号 - 第49号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
  - 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
  - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) ..... 2
  - 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) ..... 2
  - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) ..... 4
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) ..... 4
  - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ..... 4
  - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) ..... 5
  - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) ..... 5
  - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所 (所在地) の変更 (保護・援護課) ..... 6
  - 福岡県資源管理方針の変更 (水産振興課) ..... 6
  - 道路の区域の変更の告示の訂正 (道路維持課) ..... 9
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 9
  - 有明海の再生に関する福岡県計画の変更 (漁業管理課) ..... 10
  - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
  - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) ..... 10

人事委員会

- 福岡県人事委員会委員長の選挙 (人事委員会事務局任用課) ..... 10
- 福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定 (人事委員会事務局任用課) ..... 10

### 再 掲

- 特定危険薬物の指定 (薬 務 課) ..... 10

## 告 示

### 福岡県告示第38号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年2月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米 柳 川 線	柳川市矢加部662番1先から 柳川市矢加部669番1先まで

### 福岡県告示第39号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年1月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 21 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

福 岡	清 滝 古 賀 線	古賀市新久保一丁目403番2先から 古賀市新久保一丁目901番10先まで
-----	--------------	---

**福岡県告示第40号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。  
平成13年10月25日農林水産省告示第1423号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第41号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和4年1月21日から令和4年2月11日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

令和4年1月21日

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
住 所 宮若市上有木1番地  
名 称 トヨタ自動車九州株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理
- 2 事業場の所在地及び名称  
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2  
名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場
- 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）	
能力		10分／個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の 使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大の 値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	－	5,000以下
	化学的酸素要求量（mg/L）	－	6,000以下
	浮遊物質量（mg/L）	－	500以下
	窒素含有量（mg/L）	－	1,290以下
	りん含有量（mg/L）	－	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	－	12,000以下
	大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	－	2,000以下

汚水量 (m <sup>3</sup> /日)		-	0.35
種 類		水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)	
能力		20分/個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		16時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の 使用時にお いて当該特 定施設から 排出される 汚水等の汚 染状態の通 常の値及び 最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	8~12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	-	5,000以下
	化学的酸素要求量 (mg/L)	-	6,000以下
	浮遊物質 (mg/L)	-	500以下
	窒素含有量 (mg/L)	-	1,290以下
	りん含有量 (mg/L)	-	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	-	12,000以下
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000以下
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	-	0.03

## 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼鉄構造

主要寸法		35m×20m、25m×10m			
能力		900 m <sup>3</sup> /日			
処理方式		生物処理を主とした複合処理方式			
工事着手予定年月日		既設			
工事完成予定年月日		既設			
使用開始予定年月日		既設			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間			
使用時間の季節的変動の概要		なし			
汚水等の処 理施設の使用 時における当 該汚水等の 処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 通常値及び 最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6~10	6~10	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/L)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	10	100
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	720	900	720	900

## 5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口 における汚 染状態の通 常の値及び	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6~8	6~8

最大の値	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	12	15
	浮遊物質 (mg/L)	16	20
	窒素含有量 (mg/L)	12	15
	りん含有量 (mg/L)	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10	100
	排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	720	900

**福岡県告示第42号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
筑紫生菌91	はるやさしい歯科クリニック	筑紫野市大字原407-1	R3・11・18
粕生薬188	モリ薬局 南里店	糟屋郡志免町南里六丁目13番15号	R3・12・1
筑紫生薬98	さくら薬局西鉄二日市駅ナカ店	筑紫野市二日市中央六丁目1-2	R3・12・1
南筑後生薬8	すこやか調剤薬局	三潞郡大木町大字福士115-2	R3・11・1
直生薬103	にじいろ薬局	直方市大字植木999-2	R3・12・3

粕生訪20	訪問看護ステーション新宮宴	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番12号	R3・9・1
筑紫生訪13	訪問看護ステーション花笑み筑紫野	筑紫野市杉塚一丁目2-2オフィスパレア筑紫野VB-1	R3・7・1
筑紫生訪12	医療法人みらい訪問看護ステーション「まもるん」	筑紫野市大字天山37番地	R3・10・1
田生訪34	訪問看護ステーションカルム	田川市大字楠2279-5	R3・10・1

**福岡県告示第43号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑紫生99	大塚内科クリニック	筑紫野市大字原842-1	R3・6・8
像生14	船津医院	宗像市赤間四丁目1番16号	R3・10・20
筑紫生菌54	はるデンタルクリニック	筑紫野市大字原407-1	R3・11・17
田生菌54	医療法人佐竹歯科医院	田川市本町1-39	R3・10・31
南生菌54	すこやか調剤薬局	三潞郡大木町大字福士115-2	R3・10・31
柳生薬48	平川薬局	柳川市三橋町高畑195の2	R3・10・31
大生薬82	有限会社今町調剤薬局	大牟田市大字田隈261-1	R3・10・31
飯生薬136	さくら調剤薬局	飯塚市弁分611-41	R3・10・31

**福岡県告示第44号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生130	医療法人曾我病院	医療法人くさかべ病院	大牟田市大字吉野859番地	R 3・11・1
朝倉生薬61	こたべ調剤薬局 甘木店	ねこねこ薬局 甘木店	朝倉市甘木1603-4	R 3・10・1
朝倉生薬60	こたべ調剤薬局 甘木・石の橋店	ねこねこ薬局 石の橋店	朝倉市堤947-6	R 3・10・1

### 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
嘉鞍生1	地方独立行政法人くらて病院	鞍手郡鞍手町大字中山2425番地9	鞍手郡鞍手町大字小牧2226番地2	R 3・10・1
粕生訪7	訪問看護ステーション大地	糟屋郡篠栗町大字和田940-214	糟屋郡篠栗町大字和田四丁目17-32	R 3・11・6

### 福岡県告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
田生マ49	久恒 伸行（からだ健康治療院田川店）	田川市宮尾町4-5	R 3・11・4
大野生マ48	高橋 正親（在宅マッサージはな博多ステーション）	大野城市乙金台二丁目9-9	R 3・12・3
嘉鞍生マ8	古川 正晴（古川鍼灸院）	鞍手郡小竹町大字勝野2746-50	R 3・11・1
大生柔100	多々良 昭治（くさぎ整骨院・くさぎ鍼灸院）	大牟田市大字草木786	R 3・11・1
筑紫生柔88	岩木 楽斗（むさし鍼灸整骨院針摺）	筑紫野市針摺西一丁目3-2	R 3・10・13
福津生柔55	秋山 孝一（橋本スポーツ整骨院）	福津市日蒔野四丁目10-1	R 3・10・1
粕生柔209	福島 悠介（堺整骨院志免院）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	R 3・11・1
嘉鞍生柔11	無敵 一将（はろうず鍼灸整骨院鞍手院）	鞍手郡鞍手町大字中山2887-2	R 3・11・1
大生はき20	多々良 昭治（くさぎ整骨院・くさぎ鍼灸院）	大牟田市大字草木786	R 3・11・1
春生はき10	及川 璃砂	春日市桜ヶ丘七丁目4-1サルヴァトーレ春日241	R 3・11・8
大野生はき28	高橋 正親（在宅マッサージはな博多ステーション）	大野城市乙金台二丁目9-9	R 3・12・3
粕生はき37	森川 洋一（からだすこやか治療院糟屋店）	糟屋郡篠栗町大字尾仲110番地5	R 3・11・24
宗遠はき12	田中 可南子（堺整骨院水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R 3・11・1
嘉鞍生はき9	古川 正晴（古川鍼灸院）	鞍手郡小竹町大字勝野2746-50	R 3・11・1
嘉鞍生はき10	無敵 一将（はろうず鍼灸整骨院鞍手院）	鞍手郡鞍手町大字中山2887-2	R 3・11・1

### 福岡県告示第46号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術

者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生マ46	権藤 武宏（からだ健康治療院 田川店）	田川市宮尾町4-5	R3・11・2
朝倉生柔19	幡鈴 功平（トータルケア鍼灸整骨院）	朝倉市柿原962-1	H30・4・1
宗遠生柔50	並木 秀一郎（堺整骨院 水巻院）	遠賀郡水巻町樋口3-7	R3・11・1

#### 福岡県告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から住所（所在地）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 住所（所在地）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日
粕生柔30	久恒 孝明（ひさつね整骨院） 糟屋郡篠栗町大字尾仲66-1若杉ハイツ1F	久恒 孝明（ひさつね整骨院） 糟屋郡篠栗町中央四丁目1-24若杉ハイツ1F	R1・11・2

#### 福岡県告示第48号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方

針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和4年1月21日から施行する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

別紙1-1から別紙1-6までを次のように改める。

（別紙1-1）

#### 第1 特定水産資源

まあじ

#### 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まあじ知事管理区分

##### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

##### ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

##### ② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年

##### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

#### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。

#### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のうち中型まき網をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁

獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

（別紙1-2）

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲

げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

（別紙1-3）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。）及びくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91

号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)及びくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等



当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である2,102隻とする。

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

中型まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
中型まき網漁業	664隻日

福岡県告示第49号

道路の区域の変更（平成27年8月福岡県告示第658号）において、区間に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	高田 天道線 停車場	前	飯塚市津原1220番1先から 飯塚市久保白521番1先まで	7.8 ～ 11.4	392.0
			後	飯塚市津原1220番1先から 飯塚市久保白521番1先まで	11.4 ～ 14.8	

公告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市健老町3番6、3番11、7番1から7番4まで、9番1、9番4、9番5、11番1から11番11まで及び13番1並びにこれらの区域内の市有地である水路の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大牟田市健老町336番地1  
有限会社エンゼル商事  
取締役 前田 華子

**公告**

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第1項の規定に基づき定めた有明海の再生に関する福岡県計画を変更したので、同条第8項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公表する。  
（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備えて縦覧に供する。）

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字天山275番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市南区高木二丁目14番11-601号  
齊藤 晃久、齊藤 美津枝

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同第3項の規定により公告する。

令和4年1月21日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
山田土地改良区	令和4年1月12日

**人事委員会****福岡県人事委員会告示第1号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、令和4年1月7日、同委員会委員吉岡正憲を同委員会委員長として選挙した。

令和4年1月21日

福岡県人事委員会委員長 吉岡正憲

**福岡県人事委員会告示第2号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、令和4年1月7日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員山口幸雄を指定した。

令和4年1月21日

福岡県人事委員会委員長 吉岡正憲

**再掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第37号の2**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規

定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 月 19 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 1 - {1 - [1 - (4 - プロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イ  
ル} - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン  
及びその塩類
- (2) 化学名 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イ  
ル) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4, 3 - b] インドール - 1  
- オン及びその塩類
- (3) 化学名 メチル = 2 - [7 - アザ - 1 - (5 - フルオロベンチル) - 1 H - イン  
ドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルブタノアート及びそ  
の塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に  
基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 20 日